

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部医務課

法令名	医療法	法令の番号	昭和23年法律第205号
許認可等の種類	病院等の開設許可	根拠条項	第7条第1項
審査基準	<p>(1) 申請にかかる施設の構造設備及びその有する人員が、医療法第21条及び第23条の規定に基づく省令の定める要件に適合していること。</p> <p>(2) 医療法第7条の2第1項各号に掲げる者からの病院開設の許可申請については、医療法第7条の2第1項本文の規定により許可の制限がある。</p> <p>(3) 知事は、医療計画の達成のため、特に必要がある場合には、病院を開設しようとする者に対し、県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設に関して勧告することができる。</p>		
	受付機関 健康福祉事務所	処理機関 医務課	交付機関 健康福祉事務所
		標準処理期間	— 日
		標準経由期間	— 日
		目次	2
		NO	